



#### 【現状】

- ・奈良県は全国で最も低い喫煙率(17.1%)であるが、男性に比べ、女性は2010年より大きな減少はみられず、2013年~2016年にかけては、微増している状況である。

#### 【課題】

- ・たばこを「やめたい」と思っている人への継続支援に加え、女性の子育て世代~働き盛り世代等への支援の充実が必要。

#### 【方向性】

- ・住民に身近な市町村が主体となり、母子保健(乳幼児健診等)や成人保健(特定健診やがん検診、各種教室等)の機会、捉えた喫煙者を確実に禁煙支援へとつなぐ。
- ・保健所は、市町村の定着事業となるよう、PDCAサイクルに基づく進捗管理の強化を図る。

# 案 奈良県のたばこ対策（受動喫煙防止対策）

＜受動喫煙防止対策の強化に向けた健康増進法の一部改正について＞

## 現行

H14 健康増進法（H15.5施行）  
第25条 多数の者が利用する施設を管理する者は受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（努力義務）

飲食店や事業所等は、  
各施設の判断で実施

## 改正後

平成●●年 健康増進法一部改正  
第25条何人も、特定施設においては、区分に応じ、定める場所以外の場所で喫煙をしてはならない。

施設を特定施設（第一種～第三種）に区分し、施設の管理権原者へは、それぞれ所要の義務を課す。  
都道府県知事・保健所設置市長は施設に対し、指導・助言、施設の指定・公示等を実施。

＜今後のスケジュール（案）＞ ※H30年度内に法改正・政省令交付があった場合を想定し、作成

	H29年度（2017年度） 1月	H30年度（2018年度） 4月	H31年度（2019年度） 4月 9月（ラグビー）	H32年度（2020年度） 7月（東京オリ）
厚生労働省	喫煙室基準の検討	政省令公布		
国民施設管理者		掲示、喫煙室の設置等 指定の申請	<b>改正法の施行</b>	掲示、喫煙室の設置等 指定の申請
県保健所設置市		周知・啓発 相談対応、指定		行政指導、勧告、命令、罰則 相談対応、指定

受動喫煙防止対策を充実するには、国の動向を注視するとともに、以下の業務を円滑かつ確実に遂行する必要がある。

【想定される都道府県、保健所設置市の主な業務】

1. 地域における新制度の周知や普及啓発に伴う業務
2. 新制度における業務（指定・公示・勧告・命令・罰則等）



事業所への周知・啓発  
県民への情報発信（インターネット、広報紙等）

受動喫煙防止対策を強化する健康増進法の改正に伴い、規制の対象となる施設における指定・公示等が必須業務となるため、適切に実施できるように県民ならびに事業所等への周知・啓発が重要となる。

## 1. 受動喫煙防止対策の普及啓発にかかる実施方針の策定

### 【庁内関係課】

・各施設を所管する庁内関係課と法改正等の情報共有を行い、周知・啓発にかかる役割の検討。

### 【関係機関(市町村・団体等)】

・具体的な周知・啓発方法の検討

### 【健康づくり推進課】

・庁内関係各課・関係機関との調整、結果とりまとめ等



## 2. 市町村・関係機関との協力・連携による県民・事業所等への周知・啓発の実施

### リーフレットを用いた周知

○周知・啓発用のリーフレットを配布。

### 関係機関への説明会

○あらゆる機会を活用し、多くの事業所へ法改正にかかる周知を図る。

### 県民への情報発信

○県民だより、県ホームページ、市町村広報等を活用した情報発信を行い、県民への周知を図る。